

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保育所長、梁取洋一君の欠席届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題とします。

認定第1号から認定第10号までは、決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、中野大徳君。

〔決算特別委員会委員長 中野大徳君 登壇〕

○決算特別委員長（中野大徳君） 決算特別委員会審査報告書。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査しました。

1、認定第1号 令和5年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

本町は財政力が低下し経常収支も86.2パーセントと危険ラインに近づいています。只見町中期財政見通しの趣旨を踏まえ、特段の行財政改革を求めます。

また、年々税収が低下する中、税の不納欠損及び収入未済額が多額であり、当局の特段の取り組みを求め、これが解消するように求めます。

負担金、補助及び交付金並びに包括協定推進事業委託料などにその投資目的に見合う効果

成果が乏しい事案が散見される。また、只見町公共事業補助金交付規則に照らし、補助金交付決定の過程に疑義があり精査に欠けると思われる事案があった。年々投資的経費が先細る中、負担金、補助及び交付金並びに委託料については、その考え方や制度設計に鑑み十分精査するとともに、只見町中期財政見通しに沿った行政執行を求める。

2、認定第2号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定第3号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

裏面お願いします。

4、認定第4号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。**審査結果**。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 令和5年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 令和5年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 令和5年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 委員長の報告は終わりました。

認定1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第2号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（佐藤孝義君） 反対討論を許可します。

○8番（山岸国夫君） 私はこの後期高齢者医療制度そのものの制度に反対であります。

この制度そのものは、約25年前、平成20年に制度執行されました。只見町の当時の国民健康保険料、広域化に伴ってこの後期高齢者医療特別会計、この保険料は数年かけて全県平均にするということで、毎年、5・6年だったと思いますが、保険料の値上げが行われました。その後は標準化、広域化の下でどんどんどんどん、保険料は値上がりしてくるという

流れに私はなっているというふうに思ってます。これの最大の問題は必要な、社会保障に必要な金額を国が支出しない。医療費が負担多くなれば、受益者負担ということで後期高齢者医療保険に入っている人達の負担が多くなる。これがこの制度の元々の流れであります。そういう点では日本のこの社会保障制度そのものをなし崩しにしていく、その根本問題ではないかというふうに私は考えております。そういう意味でも、元々、75歳ということで年齢を区切る、社会保障の問題では国は若い人が高齢者を支えていくんだというのが、よく国の中でも聞かれますけれども、しかし、元々、75歳以上の方というのは戦後の日本経済を支えて、その成長を支えてきた人達です。その人達が若い時代は高齢者も支えてきたわけです。私はそういう論調は成り立たないというふうに思います。問題は今生きている人達に、どう、国が手を差し出して、そして、安心して医療も受けられるかどうか、この制度を確立することが必要だというふうに私は考えますので、この、今回のこの後期高齢者医療特別会計については反対いたします。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第4号について、委員長報告は認定するものです。

委員長報告のとおり**決定**することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第5号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第6号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は、認定することに決定しました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は、認定することに決定しました。

委員長は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君）　　ここでお諮りします。

町長より、議案第68号 財産の取得について、議案第69号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第5号）、同意第12号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、議案第69号、同意第12号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君）　　追加日程第1、議案第68号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君）　説明の前に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君）　　許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君）　　それではお願いします。

○町民生活課長（増田 功君）　議案第68号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、消防用小型動力ポンプ付軽積載車、2台。2、契約方法、指名競争入札。3、契約金額、1,349万7,000円。4、契約

の相手方、会津若松市材木町一丁目10番22号、株式会社ホシノ、代表取締役、湯田文章でございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

入札結果報告書でございます。入札日時は令和6年9月4日でございます。指名業者は5者。入札辞退が3者、入札された方が2者でございます。こちらの積載車でありますけれども、経年劣化が進んでおります八木沢と黒谷入の更新となります。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今日、結果、決まったとして、納入時期はいつ頃になる予定になるでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 車、なかなか納入にならないということで、できるだけ年内というふうに考えておりますけれども、年内、なかなか難しい模様ですので、その辺のところはできるだけ早く納入してもらいたいというふうに思っております。年度内。年度内、なかなか難しいかもしれないというので、早期な納入をお願いしたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 納入になる前までの消化活動とかには特段、支障はないのでしょうか。現行はたぶん、軽トラの借上げ等でやっているのかなというふうに推測しますが、その辺のところはどういうふうな体制でいけるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 現行の体制のままでいけるように、そのような感じで体制は整えていきたいと思っております。現行の体制を維持しながら、新しいの入ったら更新させていただくということをお願いしております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、追加日程第2、議案第69号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第69号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

まず第1条 歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,500万円を追加をさせていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,367万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額について、第1表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

第2条として地方債の補正お願いしております。地方債の変更について、第2表 地方債

補正をお願いしてございます。

おめくりをいただきまして、1ページ、歳入でございます。

今回、県支出金と町債で2億7,500万円の歳入を見込んでございます。

歳出でございますが、衛生費、保健衛生費、農林水産業費の林業費ということで、予備費減額をしまして補正額2億7,500万円としてございます。

3ページ、第2表 地方債補正ということで、今回、過疎対策事業におきまして増額の変更をお願いしてございます。

事項別明細書でございますが、6ページご覧いただきたいと思えます。

まず歳入でございます。県補助金、農林水産業費、県補助金、林業費、補助金ということで、今回、薪ボイラーの設備整備にあたりまして県の自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業補助金1億円を見込まさせていただいております。

町債につきましても、過疎対策事業において薪エネルギー推進事業ということで1億7,500万の増額を予定させていただいております。

歳出については担当課のほうからご説明いたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 衛生費、目の3、環境衛生費であります。

補助金。負担金、補助金で補助金、給水施設改良事業補助金137万5,000円であります。こちら8月23日に議決をいただきました布沢町水道に関わる補正でございます。9月に布沢町水道組合のほうで着工いたしまして、予算は先に340万計上しておりますけれども、そちらの方、井戸の掘るのが30メートルまでの予算でございました。しかし、30メートルでは水が出ませんでした。そこで組合のほうで50メートルまで掘りまして、毎分45リットルの水を確保することができたということで、不足、50メートル掘ったことによる不足137万5,000円を補正させていただきたいものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 中ほど、6款、農林水産業費でございます。

3目の薪エネルギー推進費でございます。2億7,534万8,000円の補正ということでございます。こちら本予算につきましては経済常任委員会、さらには総務常任委員会並びに議会全員協議会においても説明をさせていただいておりますが、令和4年度から進めております薪エネルギー利活用事業の関連予算でありまして、季の郷湯ら里の給湯と浴槽の加

温、さらにはむら湯の給湯に活用する薪ボイラー設備整備工事に係る工事監理委託料734万8,000円と工事請負費2億6,800万円でございます。この薪エネルギー活用事業の意義、目的については既にご説明申し上げてはおりますが、間伐材を持続的に活用をすることで森林の整備育成を図り、将来的にはスギ人工林は広葉樹への転換を図る。さらにはエネルギーの地産地消を通じて町内における経済循環に結びつける。また、地球温暖化を防ぐ低炭素社会実現の第一歩とする。最後に、先達が子孫の繁栄を願って植林した、その想いを受け継いで、次世代を担う子どもたちに課題を残すことなく木材資源を活用するというような目的、いわゆるユネスコエコパークに登録をされている只見町に相応しい事業として推進をしてまいったものであり、間伐材利用の出口となる湯ら里、むら湯への薪ボイラー設備整備工事に係る予算ということとなっております。

本事業を進めるにあたりましては、元新潟大学の副学長の紙谷先生が、令和元年から只見町ブナセンターの館長も務められておりますが、その森林の専門家であります先生を薪エネルギー推進室の特命参与へ迎えまして、十分に活かし切れていない只見町の森林資源の活用施策と将来の只見町の森林の在り方等々含めて、令和4年度に紙谷先生を講師に議員の皆様と共に勉強会を実施をしたうえで、その後、只見町薪ボイラー事業化全体設計業務報告書をまとめさせていただき、その報告書の内容についても紙谷先生にわかりやすく説明をさせていただき、今まで薪エネルギー推進事業については事業化を進めてまいったところでございます。おかげさまで令和5年には薪ステーションも開所に至ったというような状況でございます。

今回、その関連予算で薪ボイラー整備工事实施設計がまとまったため、その予算を提案をさせていただいたところです。この実施設計をまとめるにあたりまして、議会からもその薪ボイラーの設置箇所についての検討と、慎重に進めるようにというようなご意見も頂戴をした中で、こぶし苑であったり、まち湯であったり、そういった箇所も含めて、年間収支であったり、導入効果等の比較をいたしまして経済委員会並びに議会全員協議会において説明をさせていただいた後に実施設計を進めてきたところでございます。この度、実施設計がまとまったため、その予算を提案させていただいたところです。

業務報告書の中に概算事業費とありましたが、その増額した要因等については、各常任委員会並びに議会全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

設計にあたりまして、株式会社季の郷湯ら里の社長、取締役、あとは除雪のオペレータ

一の方々のご意見を考慮いたしまして、併せて湯ら里の支配人ほか、(聴き取り不能)業者からのヒアリングも行って、冬季の除雪を考慮して湯ら里前広場の一面、ゲートボール場の道路向かいという場所になります。そちらに薪ボイラー棟を配置することといたしました。

本事業の財源でございますが、こちら財源内訳にあるとおり、県補助で1億、過疎債で1億7,500万円を予定しまして、一般財源としては34万8,000円によって整備をしたいものでございます。

森林整備育成のために搬出間伐をいたしまして、薪ステーションにおいて薪に加工したうえで、利用先として湯ら里の給湯と浴槽の加温、むら湯の給湯に活用する薪エネルギー利活用事業の一連の予算となります。全体事業を円滑に進めていただくうえで不可欠な整備ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤孝義君) 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長(増田栄助君) 最後に予備費でございますが、172万3,000円を減額して調整をさせていただきました。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤孝義君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番(酒井右一君) 説明があつて、趣旨は理解できたところであります。

そこであの、わからない部分の確認でございます。まずあの、これだけの事業をするにあたって、只見町森林育成推進事業補助金要綱、規則、あるいは何らかの公に資するための決まりが私どもは受け取っておりませんが、これはどういうわけなのか。

あと、要綱をまあ、見ますれば、まず、少し疑問が湧いてきましたので、趣旨はわかったつもりですが質問いたします。

この補助事業、よくわかりませんので、補助事業を只見町森林育成推進事業補助金制度と仮称させていただきますが、この事業は只見町の森林事業者が誰でも事業趣旨や、この事業趣旨や条件に合った事業であれば、その事業者なり、団体なり、個人が事業申請し、申請書類が完備していれば事業者になれるのですか。まず、これ。

それから、薪エネルギーの活用資料の26ページで、令和5年と令和6年の、これ、繰越

明許の事業とされております。薪ボイラー関連の支出財源の内容と、予測の、令和6年は予測しかないでしょうから、予測に中で計画されている薪ボイラー建設関連の支出財源内容と、予測を含めた中での町が単独持ち出しの財源で賄う分がいくらあるのかお聞かせ願いたい。森林交付税を除いた分として考えてください。

あと27ページのところが少しわかりませんのでお伺いします。これも森林環境税については独自財源としないで考えておるわけですが、この事業に要する単独負担金の財源だけを見た場合、いくらになりますか。27ページですよ。ここの、11月24日に配っていただいた27ページの、ここの過不足額について聞いています。

またあの、これはまた別なんですけど、28ページ。28ページにおけるイラストを見ますと、収益という部分しか書いてないですが、損益になるケースというものは、これ、当然、計算ですから出てくると思いますが、この損益計算が出ておりませんが、これはどういうわけでしょうか。

さらに、事業要綱を読む限り、薪ステーションに薪を運ばなければこの補助に該当しないと読めるようです。一般家庭や他の事業者、組合なんかも含みますけれども、この事業に沿って薪製造して、販売や自己使用する場合、この補助要綱に合致し、施工計画等の書類が完備していても、この要綱で言う別表の中に薪ステーションに運ぶということがありますが、薪ステーションに運ばなければ、これは補助対象にならないのか。要綱はそう見えます。で、例えば、新町に某製材所が、寄岩から事業規模の大きさの面積を持って、この事業基準を満たして応募した場合、薪置き場、機械などは自前でできますということで、この森林活用という目的に、趣旨に合った活動をされると。こうした事例でも、あくまでも杉沢の薪ステーションに持って行くというサイクルが必要なのですか。これも事業要綱にはそのように読めますが、それで聞きます。

この事業を、この補助事業を希望しながらも、個人なり、団体なり、組合が杉沢まで持って行く意味のないパターンの事業者もあるのではないかと将来は推測されます。この事業が森林交付税の趣旨を、満たしていれば問題ないと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

最後ですが、この要綱を見る限り、これを、その補助金を受けて、実際に事業される事業者に対し、初期導入補助金、複数年交付するといった話を、これは経済委員会のメンバーから伺っております。そうしますと、これはあの、公の補助金ですから、あの人はだめ、この人はだめというわけにいきませんか。新たに補助申請があつて要綱を満たした事

業者にとっては、やっぱりこの初期投資にあたる部分、補助金にあたる部分。これは当然、いただけるものと理解しますが、ただ、これについては要綱に記載はありません。

長くなりましたが、期日が迫っておりますのでお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） いっぱい質問いただいたんで、もしかしたら落とすかもしれませんが、まずもって、ほとんど、ご質問の趣旨については、森林育成推進事業補助金交付要綱の内容と、もう一つ、薪ステーションの、薪ステーション運営支援事業補助金の交付要綱の関係、令和6年度の当初予算で議決をいただいた内容かなというふうにお聞きをさせていただきました。

森林育成事業補助金は、誰でも該当する、大丈夫なのかということでございますけれども、こちらにつきましては、森林経営計画を立てられる方であれば、森林所有者または所有者から委託を受けている事業者さんが森林経営計画を樹立をして、県の認定というか、そういった形でいたものについては対象になるというふうには理解はしております。

あとは、支出の金額ですかね。

令和5年度、この薪エネルギーの利活用事業に係る建設で、一般財源として使用したものは、ちょっとあの、若干、正確を欠くかもしれませんが、100万円程度だというふうに理解しております。令和6年度の建設事業に係るものについては、今回、予算を提案した中の一般財源34万8,000円というふうに理解しております。

あと、森林環境譲与税は今の中に入ってませんので、まるっきりそれが一般財源という理解でよろしいかと思えます。

あと、損益分岐点でしたっけ。ページ見つかりませんが、確かあの、資料の中の、森林所有者の収益イメージというところで、当然、赤字だって出てくるだろうというお話ございました。おっしゃるとおり、そういうところは当然、森林ですのでありますが、本事業におきましては、そういった森林については対象としないで収益が生まれる森林をあらかじめ選定をして事業を実施をしていくというようなことで考えてございます。

あと薪ステーションに、森林、ステーションに薪を持って行かないと助成の対象にならないかというご意見いただきましたが、現在の要綱ではそういった形になってございます。

あとは、薪ステーションの、同じようにやろうと思った事業者が、できるのかというようなことでございますけれども、森林経営計画をとにかく結ばないと、実質はできないという

ようなことになってございます

薪ステーションの初期導入の関係のお話もございましたが、初期導入については、今回の初期導入については対象となりますが、それ以降、もしも事業者が代わった場合とかでございませぬけれども、その薪を受け入れたものについては、そのまま、製造した薪相当量は町か次期運営者に引き継ぐというような事業契約を結んでおりますので、そういうものに対して、最初の初期導入といっても、薪を買い入れたり、そういうものに対しての助成事業を初期導入支援としておりますので、次回、事業者が代わったとしても、その初期導入のものは対象にならないものというふうな理解をしております。

一応、全部、お答えしたつもりでおりますが、なお、あればよろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今の質問は長く時間がかかると思っ、粗々、そちら様に何を聞くか申し上げておったわけです。

そうしますと、今、予定されている事業者、ないしは今やっておられる事業者、このほかに、事業者は事業者として継続しておるほかに、いわゆる施業計画なり、何なり、この事業に、事業をやるに満たす条件で新たに申請、2件目として、あるいは3件目としてあった場合、これはできるかということですが、また、それらは、例えば旧伊北村のほうから事業のサイクルを行って、自社の敷地内、自社の施設でやれるといった場合、その薪はあくまでも薪ステーションに運ばなければ、この補助要綱に該当しないということでしょうかということ一つ、念を押して聞きました。

それがさっき聞いた分です。

今度、2回目の、さっき聞いた分から外れるかもしれませんが、この事業者との契約期間は何年ですか。

もう一つ。要綱を見ると植林事業については書いてないですが、あくまでも伐採と運搬についてのみ、対象事業として書いてありますが、今、説明の中では広葉樹に植え替えるという作業も説明されましたが、伐採して、間伐であろうと何であろうと、伐採した後は植えるのが筋だと思ひまして、先ほどの説明で広葉樹を植林、促進するという話をお伺いしましたので、ああ、広葉樹植えられるんだなというふうに思ひましたが、その植林について、この要綱の中には謳っておりませぬが、これはどういうわけでしょうか。

2回目の質問ですので、あと1回しかありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 貸付期間5年だと理解しております。

あとは、ステーションに運ばないとだめなのかというのは、現要綱上はそうなっておりますが、現実的に、今、森林経営計画を樹立をしている、町内で樹立をしているのは、今回実施を、当初実施をする後山の牧野組合の森林だけですので、現状はそういう形ですので、要綱上は今、ほかは今該当、現状、適用するところはないという認識でございます。

植林とかについては、森林経営計画にどのように盛り込むかということでございますが、当初については間伐事業によって行うということで、いずれ樹種転換を促していくというような長期的なビジョンに立っての事業展開というようなことでございます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 最後ですので。結果してあの、補助であれ、何であれ、森林環境交付税であれ、莫大な財政がかかりますし、ランニングコストを考えた時に、非常にその、いつまで続くのかわからない。これは制度が趣旨は森林整備ですから、いつまでも続いてほしいわけですが、こうした手段がいつまで続くか、これはわからない。現状ではそうだとおっしゃいましたが、現状を踏まえたものが将来、先にありますので、要綱なり、規則なり、条例なりというものは、将来に向けて、そして将来の心配がないように作るべきだというふうに思います。これ、現状が変われば、要綱ですから直すという意味だと思いますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお話しでございますが、酒井議員は一般財源の中だというふうにおっしゃいますが、森林環境譲与税を予定してこの事業というのは運営していきます。森林環境譲与税、国の財政から、国から交付されるものでございますが、それが一般財源なのか、特定財源か、ちょっと、そこは微妙ですが、いずれ森林整備に使用しなければいけないということで公表はしなければいけない内容なんで、現実的にはそちらに使っていくということになるかと思えます。

現状、要綱は変えられるのかというお話でございますが、当然、現状の状況を踏まえて要綱整備はしております。今後のまあ、事象の変化等によっては、当然、要綱の見直しという

ものは当然、都度都度出てくるというふうな理解はしております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 本来の質問に入る前に、一つだけご意見申し上げておきます。

今般の10日の日ですね、経済委員会の所管事務報告の中で、薪エネルギー利活用事業についてはいくつかの意見が出される中、薪ボイラー設置事業の急を要した事業説明は非常に遺憾であるとしか言えない。明確な調査、審議ができるよう丁寧な事業説明を強く求めるとい見解の調査意見が出ております。

それで、その後、全協をやったわけですがけれども、その中で本日、提案されたというのは、大変その意見を軽く見られたというふうにしか思っておらず、大変遺憾な思いがしております。もう少し審議していきかけたなという思いがします。これについては答弁はいりません。本日、もう、議案として出ているわけですから。

それで質問に移ります。

委員会の中でもお伺いしましたけれども、前、議会のほうで、交流施設に関する調査特別委員会の中で様々な湯ら里に対する改修計画、こうしたらどうですかという提案をさせていただきました。

それで今回のこの薪ボイラーの設置にあたっては、その計画は全然頭に入っていなかったのかな。というのは、例えば、客室を新たに設置した場合の配管であるとか、それから町長は来年度、源泉ポンプの改修について明言されましたけれども、その辺のところとの影響と、あと、もし、そうなった場合、現在のボイラーの施設で良いのかなと。現在の配管で、例えば改修工事ができた時に、また手戻り工事ができてしまったり、そういった心配はないのかなということを危惧しておりますので、その辺のところ1点お伺いします。

それから、この薪エネルギー推進事業全体に関してですけれども、今回は薪ステーションと湯ら里に対するボイラーという形で進めております。それで町長の中では、薪ストーブ購入にあたる補助も今後考えていこうというようなお話もありました。ただ、その薪エネルギー推進事業に関して、全体的なお話がまだ全然されていない。この町としての姿勢はどうするのかというふうに注目しておりました。駅前複合施設の建設計画の中でボイラーに関して薪エネルギーを使いますよというようなお話もなかったです。そして、例えば朝日小学校、もう老朽化して、この後、統合になるのか、建て替えになるのか、そういったこともありま

すけれども、その中のボイラー等に関しても、今後、薪エネルギーを使っていきたいんだよというお話があって、総合的にこの町は全体的に薪ボイラーに対するエネルギー依存量がこのぐらいでいきますよというような話が、大きな話があっても良いのかなというふうに思います。

その辺のところ、今後の問題と、その現在の湯ら里に対する手戻り工事等の懸念について、2点お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 10番議員に言いますけど、予算の審議ですから、予算に関係する質問をしてください。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 今後の湯ら里改修等によって、配管等の手戻りはないかというご質問だというふうに理解してございます。現状あの、湯ら里の回収の計画というものがないうちで、なかなか答えにくいんですけれども、手戻りが無い、とは言えないというふうなことです。そこに配管をしたところに、その改修、施設の、例えば増築等々があった場合、そこに可能性としては影響が出てくるという可能性はあるかとは思いますが、現状、そういったものは今のところは想定はしていないということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私から10番議員にお答えいたします。

今、農林建設課長から、その手戻りの話ありましたが、基本的に湯ら里のお風呂のことを考えておりますので、お風呂の位置は変わらないものというふうに認識しております。

それから、今、増改築の問題は、一番端的には部屋がコロナ禍以降、満室だけど満員でない。要は10畳の和室があると、そういったものを例えばツインのベッドルームでシングルユースもできるとか、そういう部屋数を増やしていこうというところが大きな点の一つであります。あとは動線のことございますので、そういった意味で今回の薪ボイラーは新社長並びに支配人等々と話した中でありますので、お風呂を中心に考えておりますので、そういった大きな手戻りはないものというふうに思っております。

それからあの、予算審議でございますが、先々のご心配、いろいろいただきました。私から申し上げられるのは、やはり森林資源の活用、その趣旨とか、これからの方向性につきましては、先ほど農林建設課長からしっかり説明してもらいました。ので、そういった考え方でやっていきますが、あとは話が駅前の整備とか、認定こども園、小学校の統合、云々かん

ぬんとなってくると、やっぱり、一般質問でもいただいておりますが、公共施設の管理計画であるとか、財政の問題とか、やはり総合的な、その薪ボイラー云々だけの話じゃなくて、財政的な面、公共施設の管理をどうしていくんだということを複眼的に、総合的に考えていった中で、皆さんと意見交換させていただいて方向性を生み出していかなければならない、とっても大切な事柄だと思いますので、私がその部分だけ切り取って、やるというのは、議会の皆さんのご意見を十分踏まえたうえでの発言にはなりませんので、その、そういった施設の管理計画、財政の計画含めまして、今後、只見町の森林活用が進んで低炭素社会の実現、そして子どもたちが只見町の取り組みを、先般も朝日小学校の子どもたちが薪ステーションを見学して大変感動して帰ったという朝日小学校のお便りも出ておりましたが、そういったまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、是非、趣旨、目的をご理解賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 本議案は薪ボイラーを導入して良いかというところの議案であると捉えておりますので、趣旨がブレないように気を付けて発言をしたいと思います。

本事業、薪ボイラー導入のことなんですけれども、この事業、元々、農林建設課長おっしゃったところ重なるかもしれません。只見町の森林、林業と薪エネルギーの利活用事業の出口の一つだというふうに捉えておまして、このタイミングで薪ボイラー導入がきたというふうに承知しております。

ちょっと伺いたいところの前段だけ、少しご容赦いただきたいんですけれども、この計画自体は2年半前から議会に説明あったというふうに承知しておまして、当初からですね、森林資源の活用の出口として、入浴施設での薪ボイラーの導入がもう既に示されておるというふうに私は確認をしております。ですので、約2年前の資料にはですね、スケジュール的にも令和6年度、今期の上半期には薪ボイラーを運転開始というふうに示されておりましたので、時期としては今これが適切な時期の議案の提案だなというふうに承知しております。

経済委員会のほうでは急を要した事業説明というふうに報告ありましたが、総務委員会の私としては早急ではないなというふうに感じておまして、逆に遅れていると捉えております。ですので、こういったところの認識のずれですね、をどのように当局が、私も丁寧な合意形成を図っていききたいというところなので、ちょっとその趣旨の部分の部分を大事にしたいな

と思いますので、今ほどちょっと上手に伝えられなかったかもしれませんが、そういった趣旨で丁寧にちゃんと説明してきたかというところの趣旨をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお話しですけれども、今般の薪エネルギー利活用事業、ボイラー整備だけではなくて、今年の5月に開所させていただいた薪ステーションありますが、そちらのほうに、もう既に、おっしゃったとおり、数年前の計画のとおり議会で議決をいただいて薪ステーションの整備も進めてきたという流れがございます。当然、そういった事業を進めていくうえで、出口が当然ないといけないということで、令和6年にはもう、そういった工事を実施をして、稼働する計画だということだったんですけれども、様々な経緯の中で設計が遅れたというようなことが実際のところであって、現実問題としましては議員お話しのとおり、当初の計画よりは遅れているというような認識でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 質問の内容は、今回、この予算提案した中に限定されるということで、私、質問したかったのは今、10番議員と同じような部分です。

今回、予算提案は薪ボイラーの設備の整備工事と単体のものですが、やっぱり課長の説明（聴き取り不能）ように、いわゆる薪エネルギーの活用、そして、その出口として今回これを整備するんだということ。そしてあとは、それをどこに整備する、どこに活用するかというのは、むら湯、それから湯ら里になるわけです。やはり、単体のことであっても全部、関連するわけです。やはりその辺の関連をうまく整理してこないと、やはり、一番これから先に対して、いろいろ懸念が生じているか、残ったままになるんじゃないかと思います。

今回、実施設計のあれ、見せてもらった中でも、いわゆる薪ボイラーで湯を沸かして、というか、その熱効率というか、今度、それをまっすぐ供給するんじゃなくて、その熱でもってまた湯ら里だったりむら湯のほうの水とか、部屋を熱源として使ってやるという、その辺の熱効率はどうなのかというのは単純に私も疑問、ちょっと思う部分あります。これが後年度に対して負担にならないか。財源的な話、先ほどありましたが、そういう部分もありますけれども、その施設を有効に活用していただくということが一番かと思います。いわゆる一つ、間伐材の利用の出口のというのは薪ボイラー一つではないと思いますので、やっぱりその辺

は先ほどお話あったような森林経営計画始まって、それから薪を供給しながら、そして出口としていろんなもの考えられると思います。やっぱりその辺を全体像を見ながら、やはりそれを一つの出口として（聴き取り不能）そういう議論がいろいろあった中で、やはり、この計画も当初より遅れたり、そういうこともあったのかなと思います。

あともう一つお聞きしたいのは、今回、歳入で県の補助金、それから町債、過疎対策事業債でもみられて、ほとんど、この県の補助と起債でもって対応するというところで、一般財源はほとんど持ち出ししないという状況なんですけど、これらの補助金、起債については、いつ頃決定されたのか。これから見込みなのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 一つ目の間伐材、いわゆる木材の出口の対策として今回の薪ボイラーへの供給だけではなくて、様々なところの検討が必要であろうというお話がございました。おっしゃるとおり、木材は様々な用途に利用をされていくものでございますが、当町の森林の現状からしますと、そういった間伐材については、まずは薪としての熱利用を進めていって、いくと。それが第一段階というふうに考えてございます。その後、勿論、針葉樹以外にも広葉樹もありますので、その広葉樹について様々な加工品であったり、そういった利用、さらには針葉樹も含めてでございますが、公共建築物への利用等々、様々な利用について考えていかなければいけないということで紙谷先生とも一緒に研究、検討をさせていただいて、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと歳入の県補助金でございますけれども、現在、県で審査中というような状況でございます。9月下旬ぐらいという話ではございましたけれども、そこで決定、審査決定がされるというふうに伺っております。審査においては紙谷特命参与も一緒に県の審査会にも出ていただいて、その補助金の審査に臨んだところでございます。

起債については総務企画課長のほうで。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 過疎債の見込でございます。あくまでも今決定しているものではございません。ただ、一時要望で今、約1億3,300万円ほどの配分はいただいております。ただ、まだ議決をいただけていませんので同意には至っておりません。ので、議決をいただいたうえであれば、1億3,300万円について同意をいただけるものと感じております。今後、二次要望、またございますので、不足する4,000万ちょっと、4,200

万ぐらいですか、その部分については二次要望で要望をさせていただきたいというふうに今予定してございます。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 県の事業が今月末に決定になるということで、それでまあ、今回の予算提案ということになるかと思いますが、経済委員会の報告にもありました。それから、そのほかの議員の方からもお話ありましたように、いろんなこう、疑問点、それから不安の部分があったりする。そういう議論があったから、こういう話になっております。それで、予算的に補助金のあれが、こういう時期だから予算提案というよりも、本当はその前段のいろんな不安要素が、そういう部分、それから全体の薪エネルギーの活用も含めて、それから湯ら里の設備の改修、それから源泉の関係も全部関連してくるわけですので、やっぱ、そういう部分で皆さん、疑問なり不安を持ってらっしゃるのでいろいろな話が出るわけです。これ、薪ボイラー単体のことだったらば、これほど話が出ないと思うんですが、やはりそれ、将来にわたっての整備の関係になりますので、これ、活用するか否かによって、薪エネルギーの活用というものが、また大きく影響すると思いますので、やっぱりその辺は慎重にというか、大事に考えていただきたいなと思いますが、町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変貴重なご提言ありがとうございます。

補正予算という性質上、薪ボイラーの設備整備工事の予算並びに工事監理委託料という予算の積み上げになっておりますが、考え方はまさに9番議員おっしゃるとおりでございますし、今までもそのように説明してきたつもりでございます。

ですから、国のほうも森林環境税という新しい税目を国が自ら作って、国民等しく、それを負担して、そういった環境をつくっていくんだということが、国が自ら動き始めたわけですから、その森林環境税を財源としてそういった事業をやっていくということです。都市部ですと、ややもすると、それをまあ、大変失礼な言い方ですが、積立ておって、すぐにその用途が見つからないという大きな都市もあるようですが、只見町は本当にあの、先達が昭和43年・44年から、共有林整備事業債ということで当時3億円の謝金を背負って、針葉樹を中心に懸命に施業をなさってこられました。当時、金利は7パーセントから8パーセントと大変高金利な金利で負担してきました。ですから、今おそらく、物価からすれば3億円の借金はおそらく10億円は下回らないくらいの森林のみの公有林整備事業債であったのか

などと思います。その後、それを負担になってきて、その事業の展開が見出せないまま負担が大変になってきたので、借換債を発行して3.5パーセントの、約半分の公有林整備事業債に借り換えて、負担を少しでも軽くしようということで財政サイドは頑張ってきました。ですが、それでも依然、その出口が見えないまま、50年が経ってきました。ですから、先ほどもご意見あったように、できれば建築用材とか、カスケード状にA・B・Cとありますが、本来はそういったことで使えるのが最も良いと思いますから、まさにそうだと思います。ですが、どうしても活用できないものは次の段階で使う、次の段階で使うって、いわゆるカスケード状の考え方が今、定着しております。

そういった中で只見町はユネスコエコパークの豊かな森林資源や自然に恵まれると、ややもすると、そういった言葉はまったくそのとおりですが、じゃあ、具体的に1ページめくってみて、どういう活用をしているのですかということが今まさに問われていますから。それにつきましては、低炭素社会であったり、SDGs、そういった流れの中でまさに今の時代、これからの時代にマッチしているというふうに私は思っておりますし、そういった有識者の方々や子どもたちの活動を通じて、その気持ちを日々、さらに強くしております。ので、季の郷湯ら里、むら湯のことだけ、今回はスタートアップですから、それはおっしゃるように今度は一般の方々の薪ストーブ、全員協議会でも一部申し上げましたが、一般の方々にも補助制度、そういったものを十分、議会と協議しながら、適正な制度をつくって、一般の方々にも薪を活用していただくこと。そういったことを考えていかなければならないというふうに思っております。それはやっていきたいと思います。

あと、併せまして、施設につきましては、先ほどの駅前のこと、学校のこと、もっと言えば、今、介護施設の課題もございます。そういったこともございますので、そこは議会の皆様と財政面、公有財産の管理計画含めまして、やはり複眼的に見た中で、その方向性を見出してつくっていくという態度がとっても大事だというふうに思っておりますので、9番議員おっしゃること、もっともだと思いますし、今までのこの事業に対する説明は、そういった意を尽くしてまいったと、今回のタイミングで予算を提案させていただきたいということでございますし、今後のことにつきましては、まさに9番議員、先ほども10番議員もおっしゃっていただきました。そういったことをしっかり受け止めて、それはともに子どもたちにしっかり託せるまちづくりをしていきたいというふうに思いますので、何卒ご理解とお力添えを心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

3回目です。

○9番（矢沢明伸君） 今、町長のほうから、どういう活用をするんだというところが、いわゆる、この委員会、見られていくというか、本当にそうだと思います。薪エネルギー（聞き取り不能）というか、この薪ボイラーがどういうふうな活用がされているのか。その出口として一番やっぱ、注目を浴びて、やはり町としてもいかに、どういうふうに活用していくか。いろんな周辺に、どういうもの影響して、こういうふうに効果的になってる。そこが一番見られていると思うんです。そこが一番大事なんで、ボイラーを建てる、建物じゃない。やはり、そういう活用策をちゃんと循環した中でやっていただくということが本来の趣旨だと思いますので、是非お願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

誠にありがとうございます。

まさにその方向で現在進めておるということでございますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ちょっと先の話も今出ましたので、私もちょっと先の話させていただきたいと思いますが、今回、薪ステーションができて、やはり私は出口がないまま、このままいけば何の意味もなくなってしまうなというふうに思っております。

今回、薪の設計予算が、私にすればやっと出てきたなという印象でございます。それは何故かと言えば、もう何年も前に経済委員会ではその森林、山どうすんだということで、いろんなところに研修に行ったり、勉強してきました。やはり、私が印象的だったのは、やはり秋田県の町です。湯沢町の上のほうにあるんですが。そこはやっぱり、何が進んでいたかという、やはり今おっしゃったように、家庭の薪ストーブ、当然、補助もしてます。今、近隣では三島町、柳津町、西会津町などが5分の1から2分の1で、上限もありますけども。ただ、今、やはり調査によりますと90件から100件程度、今、薪ストーブを使っている。なんで只見町にはそういう政策がないんだという声も聞きます。今、薪を自分で仕入れて、それから裁断して、干して、そして燃している方、そのぐらいの件数ありますけ

ども、大変まあ、今できるうちにはいいですけども、高齢化も目に見えておりますし、そういった制度があれば、電話1本で配達して、自分の家で燃せる制度があれば良いなということもお聞きしております。私はこの薪エネルギーが、その湯ら里とは違いまして、やはり、おっしゃるように只見町の森林政策、それから低炭素時代の第一歩だと考えておりますので、

○議長（佐藤孝義君） 1番議員、討論の内容になってますので。

○1番（中野大徳君） わかりました。

第一段階、スタートラインにやっと立てたかなという印象を持っておりますので、薪ストーブの将来的な補助、それから、それに関する、例えば薪ストーブ入れるには家の改築等もありますので、その辺も踏まえて考えていただきたいと思います。ので、私は是非ですね、この遅れている、今の時代に関して遅れているように感じておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、薪ボイラーの設備整備工事並びに監理委託料の関係で、やっぱり今後の、先ほどらい、9番議員、10番議員からもお話いただきましたけど、やはりそういった取り組みも併せて大事だというふうに思っておりますので、議会の皆様のご理解を得て、そういった事業にも取り組んでまいりたいというふうに思います。

誠にありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「議長、賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論は反対討論からお願いします。

反対討論はございませんか。

なければ、賛成討論。

○4番（菅家 忠君） では、反対討論がございませんでしたので、賛成討論。賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、薪ボイラー導入の議案は、森林林業と薪エネルギーを利活用事業の出口の一つであります。主たる山林資源の活用は薪として燃やすのではなく、木材として活用することを基本として本事業は計画されていると考えております。その計画は只見町の森林を木材として価値ある大きな木にするために過密となっている二次林の森を間伐します。その間伐材を薪として活用するのであります。大きく育った木は子どもたちの学校や保育所を建てるための木材として保管し、計画的な公共施設の更新に備えます。その間にも若い木は成長を続け、山林資源の循環をつくります。これが本事業の目的だと考えております。

只見町と都市部を比べた際に、山林は優位性のある資源として捉えることは只見町が生き残るために可能性の高いビジョンであると考えます。つまりそれは、只見町第七次振興計画の基本理念である自然首都只見の挑戦、人と自然の共生の実現であり、ユネスコエコパークの持続可能な環境、資源の利用と地域の経済社会の発展を実現するためのものです。

少し前置きが長くなりましたが、ここから踏み込んだ発言をしていきたいと思っております。

議会は言論の府でございますのでご容赦いただきたいと思っております。

自治体が計画する投資的事業の多くはですね、経済合理性を欠くように感じております。しかし、本事業は2年半前の構想の段階で出口戦略が明記されている稀有な事業だと私は評価しております。ここで言う出口戦略とは山林資源を活用したいけれども、その資源をお金にするにはどうしたらよいかという答えであります。その答えは公共施設に電気ではなく熱として利用するとしております。低炭素社会実現に向けて国外から資源を買うのではなく、地域にある資源で経済を循環させることであります。山林資源は良いが、薪はいかがなものかというご意見を今お持ちの方がいらっしゃるのであれば、この2年半も間、山林資源の活用の出口、その代替案を示さずに何を議論していたのかと問われると考えております。

また、何故、湯ら里なのかというご意見もあるかと思っております。それは既に町内（聴き取り不能）への試算も済んでおり、湯ら里が一番、経済合理性が高いというふうを示されております。また、維持管理費等の詳細な数字の報告書が一年も前に示されているところであります。源泉が先だというご意見は私も理解できます。しかし、渡部町長は先日、源泉採掘に関する予算を令和7年度予算にあげたいと明言されました。このご意見には源泉も大切だ、の意見で着地点を見出していきたいという所存であります。

議員各々の考えがですね、尊重されるべきですが、大きな責任を伴うことを今一度申し上げます。

薪エネルギー関係の予算には意見をおっしゃられたことはありましたが、今まで一度も否決されておりません。また、その意見に関しましては町当局は適切に答えてきていると思います。また、本9月会議での令和5年度の決算審査では薪に関する項目、薪ステーション整備工事には質疑もなく、意見も付されず、本会議では先ほど可決されました。認定するべきものとされました。議会の議決の重さをまずは尊重すべきだと考えます。薪ボイラー導入の本議案だけを反対するのであれば、今までの議論、議決をひっくり返すことになると考えます。

この議案に反対されるのであれば、最低でも薪ステーション建設の予算の際であったかと私は考えております。

また、皆様ご承知のとおり既に薪ステーションが開設され、我々議会議員は来賓として招かれ、ほとんどの議員がお祝いに駆け付けたところであります。

薪ステーション運営の収支計画には薪ボイラー導入施設への薪販売が記載されております。もし、薪ボイラー導入の議案が否決されれば、大口の顧客を失う薪ステーションの運営が破綻することは言うまでもありません。そもそも山林活用するために薪ボイラーが必要であり、薪ボイラーを活用するために薪ステーションが必要という順番で計画は進んでおります。

薪ステーションが稼働している今、薪ボイラー導入という梯子を議会が外すのであれば、薪ステーション運営事業者が道義的にも経済的にも納得できる説明が必要であります。

長くなりました。最後になりますが、本事業は福島県から1億円ほど補助をいただきます。その補助事業の要綱には太陽光発電は該当しないという記載もございます。福島県は太陽光発電ではない再生可能エネルギーの可能性を模索していると私は読み取りました。

本事業は福島県全体の再生可能エネルギーとしての先進地、モデル地域の可能性のある事業になると考えます。

私はこの事業、只見町の生き残りをかけた事業になると考えております。

それは只見町に住む皆さんの価値観の転換を起こせるかもしれないからであります。今、都会では米が不足して困っておられる方が大勢いらっしゃいます。只見町では美味しいお米がたくさん穫れます。只見町にある素晴らしい資源で豊かに暮らしましょう。投資的な発展にあこがれるのはもうやめましょう。そのような想いで賛成討論いたしました。

以上で終わります。

○議長（佐藤孝義君） ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これをもって討論は終わります。

採決いたします。

これから議案第69号 令和6年度只見町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定するに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第3、同意第12号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私から提案理由の説明を申し上げます。

同意第12号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字塩沢字上ノ台849番地の10。氏名、矢沢悟。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤孝義君） ただ今の出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、菅家忠君、5番、目黒道人君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 12 号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、
原案のとおり可決されました。

議長の出入口を開きます。

〔議場開錠〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人は席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化に関する意見書の提出の陳情

○議長（佐藤孝義君） 日程第 11、陳情 6-6 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出の陳情を議題といたします。

お諮りします。

陳情 6-6 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 6-6 については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 6－6 を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情 6－6 については採択することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第 5 号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 4 として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号を日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料の配付をさせます。

[追加議案・資料配付]

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第 4、発議第 5 号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君。

9 番、矢沢明伸君、登壇願います。

[9 番 矢沢明伸君 登壇]

○ 9 番（矢沢明伸君） 発議第 5 号。

提案者、只見町議会議員、矢沢明伸。賛成者は只見町議会議員、酒井右一、同じく平山真恵美、同じく小沼信孝、同じく菅家忠の 4 名であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。次ページをご覧ください。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

今、地方公共団体には急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府はこれまで、骨太方針 2021 に基づき、令和 3 年度の地方一般財源水準を令和 6 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

[「朗読省略」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤孝義君） 朗読省略だそうです。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（佐藤孝義君） 日程第12、発委第4号 議員の派遣についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

3番、酒井右一君。

〔議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員長（酒井右一君） 議員の派遣についてでございます。

発委第4号 委員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、裏面にありますが、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

別紙は裏に付いてありますが、例年行われる議員研修会の派遣ということでもあります。

目的、派遣場所、期間、派遣議員については記載のとおりでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第4号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、9月会議以降における正副議長、議員の公務出張等についてお諮りいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和6年只見町議会9月会議が散会されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

本9月会議は、去る9月10日から本日20日までの11日間という長きにわたりまして、

各種議案並びに各会計の決算認定の審査、また一般質問の方も10名の方からいただきまして誠にありがとうございました。

提出させていただいた議案につきましては、予算、議案等含めまして、追加議案も含めまして、原案どおりご議決いただきまして重ねて御礼申し上げます。

また、決算認定審査でいただいたご意見、特に一般会計につきましては、今後、改めて執行当局、我々でご意見をしっかりと受け止めまして、その意図するところを我々職員が共有したうえで、その改善に努めていかなければならない事柄ばかりだというふうを受け止めさせていただきます。

したがって、今後ともその努力はしてまいりますし、皆様とともに改善に努めていきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

それから一般質問につきましては、全世代にわたりまして、若者の定住促進、交流推進の課題、それから子どもを地域全体で支える意識の行政のあり方や支援のあり方、そして、認定こども園と小学校統合の在り方、また、学校プールの管理の問題であるとか、そして、ご高齢の方々の機能低下に起因する新たな補助制度の創設、福祉灯油等々、全世代にわたって貴重なご意見、ご提言、ご質問を賜りました。

また、医療、特に朝日診療所、大変、町民の皆様にご不安なお気持ちを持っておられて心苦しく思っておりますが、そういった朝日診療所の医師確保、今後の医療の問題。それから農業にあっては耕作放棄地の問題。そして、国道の危険個所の改修、改築であるとか、それから甚だ、申し訳なかったんですが、町の行政事務の、行政事務執行の在り方、そして、公共施設の総合管理踏まえた今後の行政展開等々、まさに全世代、課題につきましても全てに関わる事柄の貴重な一般質問でございました。

一般質問の質疑の中で私並びに説明員も説明いたしましたでしたが、まだまだ至らぬところ、特にデータに基づいてしっかりと検証したうえで、勿論、データが全てということも申し上げるつもりはございませんが、基本的なデータはしっかり、まず執行者が理解して、そして、しっかり説明できる、発信できるようにしたうえで、建設的な議論を議会の皆様とさせていただいて、さらなる改善を図っていかなければならないというふうに、恥ずかしながら改めて思った次第でございますので、そういったことをしっかりと、私はじめ職員で共有して、改善に努力してまいりたいというふうに思います。

この後、様々ございますけれども、本当にあの、改めて私、本当に今回の9月会議、思うと

ころがいっぱいありました。本当にあの、うまく言葉に表すことできませんが、一つ一つが本当に貴重なご意見、ご提言、やはり自分の角度だけじゃなくて、いろんな方面から見ているつもりで提案をしています。でも、それであっても、議員の皆様からさらなる視点からの鋭いご質問、ご提言をいただいたというふうに率直に思っておりますので、そういったことでさらに精進してまいりたいというふうに思います。

通年議会でございますので、この後も10月とか、11月とか、通年議会の開催の場があるかもしれません。ですが、まあ、このように旧来の定例議会のような長い9月会議というのは、今回が私の任期、1期の任期中では長い会期中での議会は本日が最後かなというふうに思っております。

今後の2期目にあたってのお質しも各議員の方、3名の議員の方々からご質問いただきました。そういった中で、意欲は持っていますということで答弁という形で申し述べさせていただきましたし、併せまして、本9月会議散会後に恐縮ですが、私の後援会のほうと協議したうえで正式な態度を決定したいという旨も申し述べさせていただきましたので、そのように今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、皆様方のお力、ご提言、様々なお助力がなければ、ともに議会基本条例にあります善政を競って、より良い只見町はなり得ませんので、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りたいと思います。

いよいよ、酷暑も少しずつ秋風が漂うというほどまでになったかどうかわかりませんが、今朝あたりは窓を開けるとだいぶ涼しい風が入ってきまして、いよいよ収穫の秋を迎えます。

ただ、今ここにきて長雨になっておりまして、災害も心配されますけども、秋の収穫にスケジュールがなかなか、稲刈りも進まないという、そういった生産農家さんのご苦勞もあるようでございますが、どうか今年の秋が、それ以外のすべての産業含めまして、只見町にとりまして実りの多い秋の収穫を迎えられるように心から祈念しております。

最後、結びにあたりまして、第1期にあたりまして、本当に様々な視点からご指導、ご鞭撻、ご助力いただいたことを心から感謝申し上げます。

そしてあの、今後とも皆様方の益々のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、甚だ粗辞ではございますが、9月会議散会にあたっての私の挨拶並びに御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は通算11日間の長い日程ではありましたが、議員各位のご協力によりまして予定どおり終了することができました。

また、決算特別委員会の審議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により十分審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意され、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町政進展に今後ともさらにご努力されますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分注意され、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

挨拶といたします。

ご苦勞様でした。



◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本9月会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

これで只見町議会9月会議を終了いたします。

ご苦勞様でした。

（午前11時56分）

